

# 流山市企業動向調査業務委託簡易プロポーザル 優先交渉権者等審査要領

## 1 目的

この要領は、流山市（以下「市」という。）が行う流山市企業動向調査業務委託について、簡易プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を選定するための審査に係る事項を定めるものとする。

## 2 審査

審査会の委員（以下「委員」という。）は、応募者からの提出書類の内容について、「流山市企業動向調査業務委託に係る簡易プロポーザル募集要項」に則った審査を行う。

なお、企画提案書の提出が1事業者のみであった場合でも応募の条件等を満たすと認められる応募者については審査を行う。

## 3 優先交渉権者等の選定

全ての委員による採点の平均点が67点以上、且つ応募者の中で最高得点を獲得した者を優先交渉権者、これに準ずる者を次順位優先交渉権者として選定する。なお、同点の場合は、価格点を除いた平均点が高いものを優位とする。

## 附則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月26日から施行する。

（失効）

2 この要領は、審査会の終了をもってその効力を失う。